

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年5月8日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 令和7年度農地利用の最適化活動の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 非農地判断の実施について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

2. 事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	山代 紘平

事務局 農業委員会総会につきましては、野田市審議会等の会議に関する要項の規定により、公開会議となっております。

書類審査は議案の審議のために、とても重要なことですので、必ず、総会開始前に書類の審査をお願いいたします。

本日、欠席者はおりません。

事務局からは以上となります。

議長 開会前に、本日運営委員会を開催いたしましたので、運営委員会議長より報告をお願いします。

後藤委員 本日運営委員会を開催いたしました。

協議の内容としましては、「令和7年度農地利用の最適化活動の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について」を、事前に協議しましたことをご報告いたします。

今回の議案第5号で審議していただきますので、よろしくお願いします。

議長 ただいまから令和8年第5回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は議案第5号「令和7年度農地利用の最適化活動の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について」を推進委員も含めて審議する必要がありますので出席していただいております。

なお、推進委員の方には、他の審議につきましても発言していただき、忌憚のない意見を願います。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

12番 鳩貝 直子 委員

13番 藤井 愛子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席（会議室から退出）—

それでは、〇〇委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 申請番号 2 番、4 番ありますが、初めに 2 番からご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田現況畑 1,007 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 1 班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は 2 班が担当で、5 月 1 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号 1 番から 4 番、9 番、議案第 2 号 1 番について荒木委員が、議案第 1 号 5 番から 8 番、議案第 2 号 2 番から 6 番について後藤委員が報告します。

それでは、議案第 1 号 申請番号 2 番について荒木委員から報告いたします。

荒木委員 申請地は田現況畑 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、田 959 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人の要望により、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請地は田 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号申請番号 2 番、4 番の事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号申請番号 2 番、4 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員（自席に着座）—

議長 それでは、引き続き議案第 1 号に戻ります。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、田 3 筆合計 8,439 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 1 番について報告します。

申請地は田 3 筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畑 305 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、自宅脇で家庭菜園として自家消費目的の耕作をするためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 3 番について報告します。

申請地は畑 1 筆で、耕作されている農地でした。

事務局から説明のあったとおり自宅脇で家庭菜園とのことでした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆合計 2,637 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 5 番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番から8番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番から8番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆、田現況畑1筆で合計1,294平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号6番から8番について報告します。

申請地はそれぞれ離れた場所になりますが、6番7番が作付けされており、8番が保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑6筆で1,623平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、家庭菜園及び農業体験の実施のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号9番について報告します。

申請地は畑6筆で、耕作されている農地でした。

現地調査班としましては現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、申請者が新規就農ということもあり、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

申請人 □□です。

よろしくお願いします。

今回、この土地を選定した理由は、自宅から近く、日当たりも良いことです。

営農計画としては、ミカンとブルーベリーを植えたいと思います。

消費計画は、自家消費を考えています。

農機具等は購入予定で、作業については、普段は私一人で、忙しくなってきたらスタッフにも頼むつもりです。

専門的な技術はありませんが、若い時から家庭菜園をずっとやってきましたので。

今は障がい者向けのデイサービス等を複数、運営していますので、将来は子供たちと一緒に関わっていければいいな、と思います。

議長 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

△△委員 1600㎡もあって、一人で草刈りから全てやるというのは大変じゃないですかね。

周りの農家さんに迷惑がかからないように農業経営をやってもらいたいと思います。

議長 野菜などはやらないんですか。

申請人 はい、多少はやろうと思っています。

議長 外にありませんか。

なければ申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 ただいま議案第1号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

●●委員 はい、申請番号の6番、7番、8番について、確認したいんですけど、ここに経営面積が入っていないんですが。

事務局 失礼いたしました。

抜けてしていました。

議長 外に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号2番、4番以外の案件について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆432平方メートルとなっております。

転用の目的は使用貸借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部砂利敷きされた部分もあることから始末書が添付されています。

給排水関係は、上水道を前面道路から引き込み、汚水及び雑排水については、敷地内に浄化槽を設置の上、処理水を道路側溝に放流、雨水は敷地内で浸透処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンス及びブロックで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に5ページ、申請番号6番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑5筆で合計7,689平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 6 筆で合計 3,011.07 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑6筆で合計4,143平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をパネルで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆 1,108 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除 の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で合計 2,054 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿支所から1km以内であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部碎石が敷かれており始末書が添付されております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、問題ないと判断しますが、今回、周辺住民から野田市に対して要望書の提出を予定しているとのことで、その内容が夜間の搬入を取りやめる要望、大型キャリーでの搬入をしない要望などであると事務局から伺っております。

そのことも含めて皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けた上で審議するという判断をしました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請代理人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

申請代理人 野田市の□□です。

今回、農地を転用ということですが、オークション会場が近くにありますので、その土地を車両置場ということで、流用させていただきたいと。

敷地内は砂利敷きとして、オークション会場で購入した車をそこに置いておくということで使いたいと。

事業者は茨城県の北の方にある会社のため、購入した車の一時保管場所ということです。

議長 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

△△委員 計画地の周辺がかなり住宅が密集していますよね。

また、道路の出入りなんか大変そうですし、通学路に指定されているところもありますね。

その辺については、どのようにされるおつもりですか。

申請代理人 通学路を横切るということで、以前から児童の安全を考えるべきではないか、ということが言われていましたので、対象の学校に行って校長先生に会ってまいりました。

児童の登下校時間を確認しまして、その時間帯は車両の搬入、搬出をしないということを、事業者が正式に確約し、書類添付してもらうようにしていきます。

また、生活道路ということもあり、近隣住民の安全も考え、大型のキャリーカーについては使用しないということで、こちらも公の場合なんで、事業者から正式に確約をしてもらいます。

◇◇委員 現地に常駐する人はいるんですか。

申請代理人 いいえ、建物や施設とかありませんので、いません。

議長 外にございませんか。

では、私から一つ、常駐者がいないということは、トラブルがあったときは遠方の申請人の事業者がかけつけるということですかね。

申請代理人 そういうことにしかならないと思います。

前に、他の方がこの土地を使いたいということで申請したにも関わらず、条件が整わず、契約破棄になったと。

理由はそのご本人にあったということですから、急遽、申請人の事業者がやることになったんですが、前の方は問題を抱えていたためにダメだったそうなので、決して前の方との名前貸しということにならないことを申請人の事業者には確認をしてあります。

議長 トラブルにならないよう、事業者にはよく伝えてください。

申請代理人 私としても、一番大事なのは、児童の安全ということだけは守らなければならないので、それだけはきっちりと守るようにさせますし、書類も追加で必要なら出しますので、よろしくお願いします。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 それでは次に進みます。

農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

▲▲委員 はい、この事業者、茨城県なんですよ。

私の地区で多々問題になっているんですが。

野田は比較的ゴミの分別のルールが厳しいんですが、近隣の他県や他市から来た人はゴミの出し方が甘いんですよ。

そういったところも、今後は事前確認いただけると幸いです。

議長 外に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 58 年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っております。

平成 14 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

それでは、7ページをご覧ください。

野田市長より令和8年4月21日付けで、令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

8ページをご覧ください。

一括分ですが、5年の設定期間で畑8筆10,269平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第4号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号につきましては別添で用意しましたので、こちらは本日お持ち帰りいただいて問題ありません。

また内容についてはホームページでも公表することとなります。

それでは、令和 7 年度の実施状況の説明の前に、先月の総会で、令和 8 年度の目標値の設定の際に、委員の方からそれぞれの課題の文面の中に地域計画という言葉を含める提案をいただきましたので、今回反映させていただいております。

ちなみに、課題の文面については、今日の実施状況でも先月の目標値の設定においても、課題に変わりがいいことから、文面は一緒ですので、先月の総会の目標値の設定の際の課題の文面も変更されておりますのでご了承ください。

それでは 10 ページをご覧ください。

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてご説明させていただきます。

今回は令和 7 年 4 月 1 日現在の目標に対しての点検、評価となりますので、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況と、その他事務の実施状況を公表することとなります。

I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制は、農業委員 定数 13、実数 13。農地利用最適化推進員 定数 14、実数 14 となっております。

農業委員 13 人の内、11 人が認定農業者、女性は 2 人、40 代以下は 1 人、中立委員は 2 人となっております。

次に 2 農家・農地等の概要ですが、こちらは農林業センサスや統計調査、農政課の調査等により記載しております。

その下、耕地面積のところ、樹園地や牧草畑につきましては登記簿上そういった地目がないため、空欄となっております。

農政課で実施している農業構造動態調査では、果樹園などの作付面積が掲載されておりますが、市内全域の作付け調査ではないため、他市同様に空欄としております。

続きまして 11 ページ II 最適化活動の実施状況についてご説明させていただきます。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積ですが、①現状及び課題では、現状管内の農地面積が 2,560ha、これまでの集積面積は 474.2ha、集積率は 18.5%となっております。

その下、②の目標では新規集積の目標を 20ha として設定しており、その下、③の実績では新規集積は 36.1ha と目標値を超えておりますが、今年度末の集積面積の累計が新規集積面積を含めて

も 474.2ha であったことから、目標達成率は 96% となりますので、目標まで少し届きませんでした。

しかしながら、各委員 27 名の活動と農政課が連携し、担い手への集積・集約化に向けた情報提供や調整を行い、新規集積や再設定が図られておりますので、目標は達成できませんでしたが、十分期待どおりの結果ではないかと考えます。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消の①現状と課題ですが、現状では、1号遊休農地面積 69.2ha、うち緑区分の遊休農地 69.2ha、黄色区分の遊休農地は 0ha となっております。

12 ページ、②の目標になりますが、遊休農地の解消は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で解消することとし、令和 3 年度の利用状況調査における遊休農地面積 80.9ha を、5 で割った面積 16.2ha が年間の目標面積となっております。

③の実績では令和 7 年度の解消実績面積は、3.5ha で達成率は 21.7% となり目標には届きませんでした。

農業委員会の点検結果としましては、令和 7 年 8 月 28 日、29 日に利用状況調査（農地パトロール）を実施し、遊休農地と判定された農地については、利用意向調査により調査票を郵送し、所有者に今後の農地の利用についての意向を確認し遊休農地の解消を図っております。

また、各委員の活動として、遊休農地化が懸念される耕作放棄地等について、農地所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付け、担い手や新規参入者への集積・集約化を図り、遊休農地の発生・防止に努めていただいておりますので、遊休農地解消実績面積が目標値には届いておりませんが、各委員の十分な活動状況があったと考えます。

13 ページ目、(3)新規参入の促進について、ご説明させていただきます。

①現状及び課題になりますが、令和 4 年度から 6 年度の新規経営体数と面積を掲載しています。

②の目標は、令和 4 年度から 6 年度の権利移動面積から平均値を出し、その 1/10 となる 4.2ha が新規経営体の目標面積となりますが、③の実績を確認すると、参入経営体数 11、取得面積 2.0ha であることから、目標値を上回ることができませんでした。

農業委員会の点検結果としましては、貸付希望地や休作地等について、農地所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸し付けや農地の取得または借り受けを希望する新規参入者への集積・集約化が図られていたと考えます。

目標値を上回ることにはできませんでしたが、各委員が現地で新規就農者と地権者との架け橋となり活動していただいておりますので点検結果としましては十分な成果があったと考えます。

最後に、2 最適化活動の活動目標についてですが、秋に活動強化月間を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいただきました。

また、ご提出いただきました活動記録簿を点検させていただいた結果、現状では、高齢化による労働力の低下、後継者不足から年々農業従事者が減少している状況であっても、農地の売り手や貸し手に関する情報の提供と、農地の取得又は借受等の手続きに関し、必要な支援等の活動を行っていただいております。

このように農業労働力の減少や高齢化が進展する状況にあつて、地域農業の中心となる担い手の確保・育成、農地の取得や借受けを希望する担い手への集積・集約化を図っていただいた各委員による活動結果をもとに、15 ページの最後の部分になりますが、推進委員等の点検・評価結果

としまして、事務局側の評価では目標に対し期待を上回る結果が得られたということで、点検・評価結果を公表させていただければと思います。

説明は以上となります。

議長 ただいま議案第5号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第3号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、5件受理しております。

次に4ページから5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、6件受理しております。

次に6ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページから12ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、2件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用集積計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 7 号 非農地判断の実施について、1 件提出がありました。

非農地判断の実施については、農地台帳の正確な記録の確保を図るために、農地が既に森林の様相を呈しているなど一定の要件を満たしている農地については、非農地として判断することが、農地法の運用通知に規定されています。

今回の該当地は、令和 7 年 10 月 24 日に会長、宇佐見委員、荒木委員と事務局 2 名で現地調査を実施した隣地であり、ひどく荒廃していることや、雑木が自生している状況から、今回の該当地も含めて再生利用が困難な農地であることを、確認しておりましたので、非農地であると判断し申請人へ通知しました。

以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 3 時 30 分)